

湯川村朝ごはん条例

(目的)

第1条 この条例は、近年、米の消費減退や豊作基調等により在庫の増大を背景に米の価格が下落している現状である。湯川村は、県内有数の米どころであり、おいしい湯川村産米は全国の消費者に愛されているところである。村民がこぞって朝ごはんに湯川村産米を食べることによって、米の消費拡大に寄与し、さらには、村民の健康増進を目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 村は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動が推進されている中で、村民が朝ごはんに安全安心な湯川村産米を食べ、正しい食生活習慣を身につけ、心身の健康増進を図る朝ごはん運動に取り組むものとする。

(村の役割)

第3条 村は、第2条の基本的な考え方に基づいて、村民と連携して、食育、地産地消推進に関する施策の実施に努めるものとする。

(意識の高揚)

第4条 村長は、村民が自主的に朝ごはん運動に取り組むよう意識の高揚に努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

議案第 8 1 号

湯川村朝ごはん条例について

この条例は、村民が、朝ごはんには湯川村産米を食べることにより、米の消費拡大に寄与し、さらには、健康増進を図ることを目的として、湯川村朝ごはん条例を制定するものです。